

平成 2 5 年度 第 2 回
千葉市自転車等駐車対策協議会

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日（火）

千葉市建設局土木部自転車対策課

平成 25 年度第 2 回千葉市自転車等駐車対策協議会

日 時 平成 25 年 11 月 26 日（火）

午後 2 時より

場 所 （一財）道路管理センター千葉支部会議室

次 第

1 開 会

2 委員委嘱

3 土木部長挨拶

4 議 題

（１）民間による自転車駐車場の整備について

（２）自転車駐車場の整備・廃止について

（３）放置禁止区域の拡大

（４）その他

5 閉 会

午後 2 時 0 0 分 開会

事務局	ただ今から「平成 25 年度第 2 回千葉県自転車等駐車対策協議会」を開会させていただきます。 本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 会議に入ります前に、「千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則」第 18 条第 6 号により、委員の過半数が出席しておりますので、本協議会は成立しておりますことを報告いたします。 新委員は、「千葉県自転車等の放置防止に関する条例」第 19 条第 3 項第 4 号により、新たに公募による委員が委嘱されましたので、ご紹介します。 清水亘（しみず わたる）委員です。任期は平成 27 年 11 月 25 日迄でございます。 それでは「千葉県自転車等の放置防止に関する条例」第 19 条第 3 項の規定に基づきまして市長より本協議会委員を委嘱させていただきます。 「委嘱状」は永名土木部長より交付いたします。 〔委嘱状交付〕 会議の開催に先立ちまして、土木部長の永名より、ご挨拶申し上げます。
土木部長	（部長挨拶）
事務局	続いて、今回、新たに公募委員として委嘱を受けました清水委員から自己紹介をお願いいたします。
清水委員	（清水委員挨拶）
事務局	続きまして、事務局職員を紹介いたします。 （事務局職員紹介） それでは、会議をはじめさせていただきます。まず、本日の会議は公開といたし

	ます。 (資料の確認) 議事に移らせていただきますが、施行規則第 18 条第 5 項により、議長は会長が務めることとなっております。 それでは、榛澤会長、よろしくお願いいたします。
榛澤会長	こんにちは。規定により議長を努めさせていただきます榛澤です。 皆様のご協力を頂きながら、議事を進めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 それでは、会議次第に従いまして進行させていただきます。 議事に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。 (社) 千葉県バス協会の花崎幸一委員と千葉商工会議所の古谷晴美委員にお願いいたします。 それでは、議題(1)「民間による自転車駐車場の整備について」に移ります。 この内容について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議題(1)について、資料により説明。
榛澤会長	ありがとうございました。 それでは、何かご質問などございますか。 ご発言の際は、挙手をお願いします。
委員	附置義務が改正条例の施行後に新築・改築を行う大型店舗にしか適用できず、全ての大型店舗等に自転車駐車場が設置されるまで相当の時間がかかると説明がありましたが、『千葉県自転車等の放置防止に関する条例』(昭和 58 年 3 月 15 日施行)や、元となる『自転車の安全利用の促進及び自転車の駐車対策の総合的推進に関する法律』(昭和 55 年 11 月 25 日施行)が施行された日以降に建設された大型商業施設については、条例や法律に基づき指導はできるのではないだろうか。
事務局	改正が施行される前に建てられた店舗にも努力義務はありますので、これまでも大型店舗等に自転車の駐車施設を改善するよう協力を求めています。
委員	分かりました。
榛澤会長	ほかにいらっしゃいますか。

委員	駅構内にある商業施設も附置義務があるのでしょうか。
事務局	はい。附置義務があります。
委員	分かりました。
榛澤会長	それでは、他にご質問などございますか。 ございませんでしたら、議題(1)「民間による自転車駐車場の整備について」につきましてご承認いただけるということでよろしいでしょうか。 〔異議なしの声〕 ありがとうございました。
事務局	ここで、部長は所用のため、退席させていただきます。 (部長退席)
榛澤会長	次に議題(2)「自転車駐車場の整備・廃止について」について事務局より説明をお願いします。 なお、質疑応答は説明後に行います。
事務局	議題(2)についてについて、資料により説明。
榛澤会長	ありがとうございました。 それでは、何かご質問などございますか。 ご発言の際は、挙手をお願いします。 ございませんでしたら、議題(2)「自転車駐車場の整備・廃止について」につきましてご承認いただけるということでよろしいでしょうか。 〔異議なしの声〕 ありがとうございました。 次に議題(3)「放置禁止区域の拡大」について事務局より説明をお願いします。 なお、質疑応答は説明後に行います。
事務局	議題(3)放置禁止区域の拡大について、資料写真により説明
榛澤会長	ありがとうございました。

	それでは、何かご質問などございますか。 ご発言の際は、挙手をお願いします。
委員	都賀駅の放置禁止区域が拡大する区域にある自転車駐車場（都賀駅第2自転車駐車場）に空きはあるのですか。
事務局	はい、空きがあります。
委員	分かりました。
榛澤会長	それでは、他にご質問などございますか。 ご発言の際は、挙手をお願いします。
榛澤会長	それでは、他にご質問などございますか。 ございませんでしたら、議題(3)「自転車等放置禁止区域の拡大」につきましてご承認いただけるということですのでよろしいでしょうか。 〔異議なしの声〕 ありがとうございました。
	次に、議題(4)「その他」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	ちばチャリ・すいすいプランが平成25年8月に策定されたことを説明
榛澤会長	議題(4)「その他」については、何かご質問などございますか。 ご発言の際は、挙手をお願いします。
委員	近所に矢羽根や自転車マークがついた見栄えのよい自転車走行レーンができ、街が明るくなったが、自転車走行レーンでの自転車の逆走が見受けられる。
委員	自転車走行環境の整備と並行して、利用マナーの向上も図るべきである。
委員	市内で自転車安全利用講習会を実施したが、自転車利用者・歩行者共にもっと交通安全教室へ参加させ、マナーを周知すべきである。
榛澤会長	それでは、他にご質問などございますか。なければ、終了とします。 ありがとうございました。

事務局	以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 委員皆様方から本協議会の議題に対するご意見及び自転車走行レーン・自転車安全利用教室・マナー等広範囲にわたる活発なご意見をいただき、ありがとうございました。 会議はまことに有意義であったと思います。 事務局には、本日の成果を今後の事業に反映し、条例の目的である「市民の生活環境の保全と都市機能の維持」を図ることを達成していただきたいと願っております。 本日、ご出席いただきました委員の皆様には、長時間にわたり熱心なご意見をお聞かせいただきまして、誠にありがとうございました。 皆様方のご協力に感謝申し上げます。 これで議題を全て終了いたしましたので、事務局のほうに進行をお返しします。 ありがとうございました。 これをもちまして、「平成２５年度第２回千葉市自転車等駐車対策協議会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。 午後３時００分 閉会
-----	---

上記、会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

議事録署名人

会長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)